

ビーラインビジネス登録概要書面2024年12月1日版の改訂箇所

概要書面1P

2 メンバーシステムについて(契約日から1年)

ネオメンバー(以下、NMという)かウェブメンバー(以下、WMという)かオゾンメンバー(以下、OMという)のいずれかの登録をすると同時にアクアクローバーネオを購入の場合は、特定負担合計421,000円(税込)かウェブクローバーを購入の場合は、特定負担合計165,000円(税込)かエアクローバーを購入の場合は、特定負担合計216,000円(税込)でメンバー登録となります。メンバー登録後、商品を販売しメンバーまたは商品愛用者を作ることでマージンが得られ同時にビジネスパートナーの輪を広げていくビジネスです。

概要書面3P

5 登録(個人登録・法人登録・再登録・名義変更・権利譲渡・資格期間)及び直属販売店の変更について

① 個人登録について

- ・ 20歳以上(学生を除く)であること。
- ・ 日本国籍を持つ者であること。外国籍の場合は、在留カード等を所持し紹介販売活動が可能な在留資格を持つこと。(証明書の提出が必要です)
- ・ 商品発送可能な住所が日本国内にあること。
- ・ ビーラインメンバー・販売店規約を遵守し、関連法規に基づく販売活動が出来ること。
- ・ 既にメンバー登録をしていないこと。
- ・ 公務員等で法令規則またはその他遵守事項によりメンバー登録することが禁じられていないこと。

※ 協力店の登録/契約をする場合は、契約前にいずれかのNM・WM・OM登録が必要です。

※ 75歳以上の方の協力店の登録/契約について

親族(弊社にメンバー登録していない74歳以下)の方の同意書と同意者の公的身分証明書の提出が必要です。提出が無い場合は契約が出来ませんが、直接メンバー3名の登録/契約とその他3名の合計6名のメンバー登録/契約に至った場合は協力店の登録/契約が出来ます。別途必要書類と登録費として44,000円(税込)が必要です。

※ 75歳以上の方のメンバー登録若しくは商品購入につきましては「75歳以上の方の確認書」の提出が必要です。

② 法人登録について

- ・ 日本で設立された法人であること。
- ・ 営利法人(株式会社・有限会社・合名会社・合資会社・合同会社)であること。
- ・ 法人の代表権を有する者が個人登録資格を満たしていること。
- ・ 商品発送可能な住所が日本国内にあること。
- ・ ビーラインメンバー・販売店規約を遵守し、関連法規に基づく販売活動が出来ること。
- ・ 発行してから3ヶ月以内の登記簿謄本(原本)の提出が必要です。

※ 協力店の登録/契約をする場合は、既にいずれかのNM・WM・OM登録が必要です。

③ 再登録について

- ・ NM・WM・OM登録後1年間、活動(弊社の取り扱う商品の販売や購入及び新たなメンバーの登録/契約)が確認出来ない場合は、上位販売店や紹介者の許可がなくても必要書類を提出し、再度個人登録基準を満たし弊社が了承すれば、他のラインに変更して登録が出来ます。再登録費として11,000円(税込)が必要です。
- ・ 個人登録若しくは法人登録ともに、クーリングオフやその他の様々な事情で登録解除になった方が、同じ紹介者で再登録する場合は、必要書類を提出し再度登録基準を満たし弊社が了承すれば、再登録が出来ます。別の紹介者で再登録する場合は、クーリングオフやその他の様々な事情での登録解除日から1年経過後に必要な書類を提出し、再度登録基準を満たし弊社が了承すれば再登録が出来ます。再登録費として11,000円(税込)が必要です。

④ 名義変更について

- ・ 名義変更を行なう場合は変更内容を事前に申請し、弊社が了承した場合のみ名義変更が出来ます。
- ・ NM・WM・OMの名義変更を行なう場合は、新たな登録費として11,000円(税込)が必要です。
- ・ 協力店登録の名義変更を行った場合は、新たな登録費として44,000円(税込)が必要です。

⑤ 権利譲渡について

- ・ いかなる場合でも弊社が了承していない場合は、権利譲渡が出来ません。

- ※ 75歳以上の方が登録する場合は、別途書類等の提出や電話確認が必要な場合があります。
- ※ 個人登録及び法人登録ともに、暴力団やその他反社会的勢力の登録は禁止します。登録条件を満たしていても弊社が了承しない場合は、登録が出来ません。

⑥ 資格期間について

- ・ NM・WM・OMについて
契約日から1年間です。但し、期間内に新規メンバーの登録/契約がある場合、資格終了日から1年間の継続となります。期間内に新規メンバーの登録/契約がない場合は、再度登録費として11,000円(税込)を支払うことにより、資格終了日から1年間継続して活動が出来ます。

概要書面4P

- ・ 代理店について
代理店昇格後2年間、新規メンバーの登録/契約マージンを取得していない場合は、協力店に資格変更となります。
 - ※ この場合の新規メンバーの登録/契約とは、上位の在庫商品や手持ち商品の使用は出来ません。
 - ・ ゴールドについて
ゴールド昇格後、1年間の収入(登録/契約マージン等)が50万円以下の場合や、弊社主催催事(卸元フェスタ・ゴールド会議等)に不参加の場合は自動的に卸元に資格変更となります。
- ⑦ 協力店以上の方の直属販売店変更について
- ・ 2年以上活動していない販売店の直属販売店変更が可能です。
 - ※ 2年以上活動していない基準は、弊社から販売に関するマージンを得ていない事が基準となります。
 - ※ 願書等が提出されても、弊社が適切ではないと判断した場合は、変更が出来ません。
 - ※ 必要書類の提出と再登録費として44,000円(税込)が必要です。

7 商品発送及び再発送について

- ① 一般小売価格で購入された商品の発送について
「商品購入申込書」「一般価格で購入された方の確認書」の提出及び代金(商品代金)をお支払いいただき、弊社にて書類の確認(記載不備等)及び入金確認後、約1週間から10日以内に申請者に発送いたします。
- ② NM・WM・OM商品の発送について
「商品購入申込書」「ビーラインメンバー会員登録申請書」「メンバー登録された方の確認書」の提出及び代金(商品代金・登録費)をお支払いいただき、弊社にて書類の確認(記載不備等)及び入金確認後、約1週間から10日以内に申請者に発送いたします。
- ※ ショッピングローンを利用して購入された場合は、ローン申込用紙の原本到着後、申込者の自宅若しくは勤務先への発送となります。
 - ※ 必要書類の原本はお申込み後、1週間以内に弊社までお送りください。
- ③ 協力店商品の発送について
「ビーライン協力店登録申請書」「確認書(協力店登録/契約について)」「販売店活動における遵守事項」の原本提出及び代金(商品代金・協力店登録費)をお支払いいただき、弊社にて書類の確認(記載不備等)及び入金確認後、約1週間～10日以内に登録契約者宅へ発送いたします。
- 注1) 下記の場合の商品送料は協力店/再仕入れ契約者のご負担となります。
- ・ 協力店/再仕入れ商品を一時弊社に預け、後日出荷する場合。
 - ・ 1ヶ月内の売上分を契約金に充当する場合。
 - ・ 契約商品を登録契約者宅以外に発送する場合。
 - ・ 送料は1ヶ月1,220円(税込)・北海道・沖縄・離島等は1ヶ月1,840円(税込)となります。
- 注2) クーリングオフ・中途解約された方が再度商品を購入する場合や、クーリングオフ・中途解約された方と同居先でお申込の場合の送料は、お客様のご負担となります。
- 注3) 一度出荷された商品(契約書面等も含む)がお客様のご都合により発送元に返送になった場合は返送後の再発送の送料及びその他手数料等はお客様のご負担となります。
- 注4) 登録者の依頼により弊社から出荷された商品が保管期限切れ、若しくは受取り人の受取り拒否等で商品が返送になった場合は、返送送料と再送送料は登録者のご負担となります。
- 注5) 日本国内のみの発送となります。

8 契約商品及び再仕入商品の預けについて※契約商品全ての預けはできません。

- ① 商品出荷前に契約者が弊社に預け依頼の願書を提出し、受理された場合に限り、契約商品の一部を弊社にて保管出来ます。(保管期間はご入金日から1年間です)
- ② 契約商品の内、半分の台数分のみ弊社に預ける事が出来ます。
- ③ ご入金以外の契約方法または、一部ご入金による契約方法の場合は、残りの商品の半分は発送とな

ります。**※残りの商品が1台の場合は発送となります。**

- ④ 発送する商品の種類は、預け依頼者からの書面での申請が必要です。

概要書面5P

- ⑤ 保管後について

※ 保管商品の発送を依頼する場合は、「出荷依頼書」または「売買契約書」の提出が必要です。

※ 保管期間経過後は、契約者の登録住所へ残りの保管商品を全て発送いたします。

※ 保管商品を出荷する場合は、1ヶ口につき送料が必要です。(第7項注1参照)

※ 保管期間を経過しても契約者に商品が送れない状況や連絡が取れない状況が続いた場合は、保管商品を処分する場合がありますのでご了承ください。

- ⑥ その他の注意点

注1) 預け商品からアクアクローバーネオの発送を依頼する場合は、「売買契約書」「ビーラインメンバー会員登録申請書」「メンバー登録された方の確認書」、登録費として11,000円(税込)が必要です。(契約内容によって異なります)

注2) アクアクローバーネオの発送は、保証書に日付を記入してからの発送となります。

注3) 交換出来る商品は予告なく変更になる場合がありますのでご了承ください。

概要書面10P

12 特定利益の特約事項について

- ① クーリングオフ・中途解約によって解約になった場合は、当該契約締結時に発生した各種マージンは受け取った方全員(紹介者及び上位者等)より全額返金していただきます。
- ② クーリングオフ期間外及び中途解約期間外であっても、「販売方法」「勧誘方法」「登録契約者」のいずれかに問題があった場合や、契約解除となった場合は、当該契約締結時に発生した各種マージンは受け取った方全員(紹介者及び上位者等)より全額返金していただきます。
- ③ 本契約の「NM・WM・OM・協力店」という名称は「NM・WM・OM・協力店」の行う法律行為が弊社に法的効果を帰属させるという事で使用しているものではありません。従ってビジネスを行なう上では独立した法人または個人事業主となります。
- ④ 上位販売店は、商品の使用方法・コンプライアンス(法令遵守)を理解し、販売活動を行う為に毎月勉強会を開催してください。

※ 上位販売店は勉強会開催後、勉強会報告書を弊社に提出し、参加メンバーに誓約書を提出するように指導してください。

13 各種マージンの支払いについて

- ① 各種マージンは毎月25日までの売上確定分を集計し、翌月末日に銀行振込にてお支払いいたします。但し、月末日が銀行休業日の場合には、翌営業日に振込むものといたします。
- ② 各種マージン発生月ごとに事務手数料1,020円(税込)を徴収させていただきます。
- ③ 申請書等の必要書類原本が弊社に届かない場合や、各種マージン支払日の2日前まで(土日祝を含まない)にクーリングオフ期間が経過していない場合(必要書類原本到着並びに弊社が受理を含む)は、必要書類原本到着及びクーリングオフ期間経過後の翌月末にお支払いいたします。
- ④ 個人販売店の1ヶ月の各種マージン合計額が120,000円を超える場合は、超える金額の10.21%の額を源泉徴収いたします。(復興特別所得税も含む)
- ⑤ メンバーはメンバー登録後、必ず上位販売店が主催する勉強会を受講し、受講後に誓約書を提出してください。提出されない場合は、各種マージンのお支払いを一時保留する場合があります。保留になった場合の各種マージンは、勉強会を受講していただき、誓約書提出後(受講月の翌月末)にお支払いいたします。

※ 勉強会を主催した上位販売店より、毎月末日までに勉強会報告書を提出していただき、新規メンバーの受講の有無を確認いたします。

- ⑥ 健全なネットワーク事業確立の為、下記の各種マージン受け取り条件の全てを満たしている販売店資格者のみ、各種マージンを受け取ることが出来ます。
 - ・ 過去2ヶ月の間に弊社が主催する催事(卸元フェスタ等)に出席していること。
 - ・ 販売活動を行っていると担当スタッフが確認していること。

概要書面11P

- ⑦ 日本国内に本店がある金融機関口座に限ります。
- ⑧ 弊社が定めた各月のマージン支払日以外にマージンを振り込む場合の振込手数料はメンバー及び販売店のご負担となります。
- ⑨ 商品購入者及び各契約者へ契約内容について電話確認を行います(月～金の10時～17時。祝日

- は除く)契約内容の確認がとれない場合は、その契約に関するマージンの支払いは保留となります。
- ⑩ マージン支払い額(事務手数料を引いた額)が2,000円未満の場合は繰越となります。

14 商品若しくはビジネスを斡旋する場合の遵守事項について

メンバー及び協力店登録を勧める場合には、特に次の事項に十分注意し遵守してください。

- ・ 必ず「概要書面」(弊社発行の正式な原本)をお渡しください。
- ・ 商品やビジネスの説明は、最新の「概要書面」に基づいて正確に行ってください。
- ・ 相手の意思を尊重し、相手の意に反してメンバー及び協力店登録を無理強いしたり、威迫行為を行ってはいけません。また本人に無断で登録/契約を行ってはいけません。
- ・ 契約締結しないと意思表示している相手に対しては、それ以上の勧誘や働きかけを行ってはいけません。(契約締結しないと意思表示した消費者への勧誘は法律で禁止されています)
- ・ 高齢者に対しては丁寧な説明及び勧誘を心掛け、判断力不足の懸念がある場合は、親族等の同意を得てから登録/契約の働きかけを行ってください。
- ・ クーリングオフや中途解約についての説明は、必ず正確に行ってください。
- ・ セミナー等の催しにお客様を誘う場合は、必ず事前にメンバー及び協力店登録(特定負担がある)及び商品の販売が目的であることを説明して同意を得てください。
- ・ 弊社の許可なく、独自に広告を作成し使用してはいけません。
- ・ 個人の体験談を紹介する場合、相手にも同様の体験が得られるかのような(誤認を与えるような)説明を行ってはいけません。
- ・ 病名などをあげ「～が治る」「～がよくなる」と言うような説明は、景品表示法・特定商取引法・医薬品医療機器等法等の各法律の規定に違反する行為であり、処分の対象となります。これらの説明は、適切な治療の機会を奪い、相手が重篤な状態になる場合もあるので、絶対に行ってはいけません。
- ・ 「若返る」「アトピーが治る」「癌が治る」等の医薬品医療機器等法に違反する表現や、断定的かつ誇大な表現で相手を扇動、強引な勧誘行為、不実を告げることを行ってはいけません。
- ・ 「高収入が得られる」「何もしないでも売れる」等の断定的かつ誇大な表現で相手を扇動したり勧誘を行ってはいけません。
- ・ 弊社の許可なく、インターネット・電子メール等を利用して広告/勧誘/販売を行ってはいけません。万が一違反行為が確認された場合は、違約金が発生します。(第21項の損害賠償をご確認ください)
- ・ お客様や傘下メンバー及び販売店登録者から様々な相談や苦情・問題等が寄せられた場合は、事態を正確に調査し、お客様または傘下メンバー及び販売店の立場にたった誠実な対応を行わなければいけません。

15 メンバー及び販売店登録解除について

- ① 書面で申し出ることにより登録解除をすることが出来ますが、解決していない問題が起きている場合は、問題解決後の登録解除となります。

※ 登録解除後であっても、商品愛用者・傘下メンバー・傘下販売店登録者がクーリングオフ若しくは中途解約等になった場合は、既契約時に受け取っている各種マージンを全額返金しなければなりません。

- ② メンバー及び販売店登録者が、第14項「商品若しくはビジネスを斡旋する場合の遵守事項について」や、第22項ビーラインメンバー・販売店規約・特定商取引法を遵守せず弊社からの催告に応じない場合は、登録解除となります。

- ③ メンバー及び販売店登録者が、下記の内容のうち一つでも該当し確認された場合は、これを催告し催告に応じない場合は登録解除となります。

- ・ ビジネスの継続が不可能と確認された場合。
- ・ 弊社に対する誹謗・中傷行為が確認された場合。
- ・ 破産・民事再生・特別清算・会社整理・会社更生の申立が出された場合。
- ・ 差押・滞納処分などの強制執行を受けた場合。
- ・ 他のメンバー及び販売店登録者に迷惑行為を行った場合。(迷惑行為には他社への勧誘行為及び契約締結や他社商品の販売斡旋及び販売行為も含む)
- ・ ビーラインメンバー・販売店規約並びに関係各法令に対する違反を行った場合。
- ・ 弊社の許可無く第三者に名義変更やメンバー及び販売店登録の譲渡を行った場合。

概要書面12P

- ・ 病気が改善されたなどの体験談が記載された書籍・ちらし・のぼり等を制作し、そのような事が誰にでも起こり得るかの如く説明し商品販売を行った場合。
- ・ 著作者に無断で研修資料や新聞・雑誌等を使用して販売及び販売行為を行った場合。

- ・ 誤認される恐れがある団体名・虚偽の団体名・資格等を名乗っての販売及び販売行為を行った場合。
 - ・ 弊社に無断で水素水を生成して販売を行なった場合。
 - ・ 弊社の信用を著しく低下させる行動があったと弊社が判断した場合。
- ④ メンバー及び販売店登録者が暴力団やその他反社会的勢力との関わりがあることが判明した場合や、各種法令違反や反社会的活動を行った場合は登録解除となります。
- ※ 登録解除後の自己所有商品の買戻しや販売店として該当した各種マージンのお支払いは一切いたしません。登録解除後は弊社より貸与または支給された資料の原本及び全ての複写物は、直ちに返却しなければなりません。

16 特定商取引法等の関連法規における重要事項について

販売店が以下の事項を遵守しないと特定商取引法及び医薬品医療機器等法の関連法規によって罰せられることがあります。勧誘を行う場合は、相手に弊社のビジネスが特定商取引法に基づく連鎖販売取引であることを伝え、以下の事項を十分に説明するようにしてください。

- ① 書面の交付(特定商取引法第37条)
 - ・ 勧誘を行う場合は、相手の登録意思の有無に関わらず「概要書面」を渡さなければなりません。
 - ・ 弊社から後日送付する「契約書面」は、書面到着日がクーリングオフ(契約解除)の起算日(但し、商品受領日が遅い時はその日)となる重要な書面です。契約者に契約内容をご確認いただき、必要に応じて「契約書面」についての説明も行ってください。
 - ② 氏名等の明示及び勧誘目的の明示(特定商取引法第33条の2)
 - ・ 勧誘を行う場合は、氏名、弊社のメンバーであること、商品の種類、商品の購入を伴うメンバー登録を勧めることが目的であることを、事前にはっきりと告げてください。
 - ③ 不当な勧誘行為の禁止に関する事項(特定商取引法第34条)とその他の遵守事項

メンバー登録の勧誘及び商品の販売を行う場合や、その契約の契約解除を妨げる為に、次の内容について故意に事実を告げなかったり、不実のことを告げる行為が禁止されていますので相手方に以下の事項を正確かつ十分に説明してください。(事実と異なることを告げると、特定商取引法により罰せられます)

 - ・ 商品の種類・性能・品質。
 - ・ 特定負担に関する事項。
 - ・ 契約の解除(クーリングオフを含む)に関する事項。
 - ・ 特定利益に関する事項。
 - ・ その他、取引の相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項。
 - ④ 相手方を威迫して困惑させる行為。
 - ⑤ 特定負担を伴う取引の契約締結を勧誘するという目的を告げずに、路上等で呼び止めたり電話やFAX・電子メール・ビラ等で呼び寄せた者に対し、公衆の出入りしない場所での契約締結や勧誘を行うことは禁止されており、このような行為も同じく特定商取引法により罰せられます。
- ※ 刑法・特定商取引法・医薬品医療機器等法・消費者契約法等その他関連法規を遵守し、最新のビーラインメンバー・販売店規約に則った勧誘を行ってください。

17 抗弁権の接続

弊社若しくは販売店より商品を割賦支払いにより購入したメンバー及び商品愛用者は、割賦購入斡旋業者から割賦による代金支払いの請求を受けた時に、当該指定商品若しくは当該指定権利の販売につき、それを販売した業者(弊社若しくは販売店)に対して生じている事由をもって当該支払いの請求をする割賦購入斡旋業者に対抗することが出来ます。

18 中途解約(返品ルール)について

- イ 特定商取引法第37条第2項の書面を受領した日(その契約に係る特定負担が再販売をする商品の購入についてのものである場合において、その契約に基づき購入したその商品につき最初の引渡しを受けた日)がその受領した日後であるときは、その引渡しを受けた日)から起算して20日を経過した後においては、連鎖販売加入者「会員(メンバー及び販売店)」は将来に向かって連鎖販売契約の出来ます。
- ロ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除されたときは、弊社は、連鎖販売加入者(当該連鎖販売契約を締結した日から1年を経過していない者に限る。以下この号において同じ)である「会員(メンバー及び販売店)」に対し、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額及び次に掲げる額を合算した額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭

概要書面13P

の支払いを請求することはいたしません。

- (1) 当該連鎖販売契約に基づき引渡しされた当該商品

- 「法第40条の2第2項の規定により当該商品に係る商品の販売に係る契約（当該連鎖販売契約のうち当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の販売に係る部分を含む）（以下この号において商品販売契約という）が解除されたものを除く販売価格に相当する額。
- (2) 提供された特定利益その他の金品（法第40条の2第2項の規定により解除された当該商品販売契約に係る商品に係るものに限る）に相当する額。
- ハ イに記載した事項により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、弊社が連鎖販売加入者「会員（メンバー及び販売店）」に対し既に、連鎖販売業に係る商品の販売等を行っているときは、次に掲げる場合を除き、連鎖販売加入者「会員（メンバー及び販売店）」は商品販売契約の解除を行うことが出来ます。
- (1) 当該商品の引渡し（当該商品が施設を利用したまたは役務の提供を受ける権利である場合にあっては、その移転。以下この号において同じ）を受けた日から起算して90日を経過したとき。
- (2) 当該商品を再販売したとき。
- (3) 当該商品を使用したまたはその全部若しくは一部を消費したとき。（当該連鎖販売業に係る商品の販売を行った者が、当該連鎖販売加入者「会員（メンバー及び販売店）」に当該商品を使用させ、またはその全部若しくは一部を消費させた場合を除く）
- (4) 政令第10条の2で定めるとき。（連鎖販売加入者の責めに帰すべき事由により、当該商品の全部または一部を滅失し、または損したとき）
- 二 ハに記載した事項により商品販売契約が解除されたときは、連鎖販売業に係る商品の販売を行った者は、連鎖販売加入者「会員（メンバー及び販売店）」に対し、次の(1)に該当する場合にあってはその定める額、または次の(2)に該当する場合にあっては、その定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払いを請求することはいたしません。
- (1) 当該商品が返還された場合または当該商品販売契約の解除が当該商品の引渡し前である場合、当該商品の販売価格の10分の1に該当する額。
- (2) 当該商品が返還されない場合は第19項の④の使用済み商品の請求額を請求する。
- ホ ハに記載した事項により商品販売契約が解除されたときは、当該商品に係る一連の連鎖販売業の統括者（弊社）は連帯して、その解除によって生じる当該商品の販売を行った者の債務の弁済の責めを負います。

概要書面15P

21 損害賠償について

- ① メンバー及び販売店登録をしていた者が、自己の責に帰すべき事由によって弊社に損害を与えた場合は、その者は弊社の信用欠損によって生じた損害を含む全ての損害を賠償しなければなりません。
- ② 弊社の許可なく、インターネットやメディア・チラシ等を使用した広告・勧誘・販売は禁止しておりますが、万が一違反行為が確認された場合は、如何なる事由があろうとも、業務妨害行為として契約金の倍額の違約金をお支払いいただき、各種マージンの受領資格も失うものとします。

22 ビーラインメンバー・販売店規約

弊社にて販売活動を行う場合は、以下の項目を遵守の上取引を行うこと。メンバー及び販売店登録者が、その活動に関して本規約及び関係各法令に違反した場合、直ちにそのメンバー及び販売店登録を解除し、各種マージンの受領資格を失うものとする。

第1条【概要書面の交付】

「概要書面」とは、弊社のビジネス概要を説明する書面であり、特定商取引法第37条第1項において交付を義務付けられた書面である。入会の如何に関わらず弊社のビジネス概要を理解してもらう為、勧誘時に必ず「概要書面」を交付しなければならない。

第2条【契約書面の交付及び契約の成立】

「契約書面」とは、弊社と契約者との契約内容を明らかにした書面であり、特定商法取引法第37条第2項において交付を義務付けられた書面である。メンバー及び協力店契約締結後、後日弊社より「契約書面」が必ず送られる。尚、新規メンバー及び新規協力店契約者は「契約書面」を熟読しその内容を理解した上で「契約書面」を保管する。

第3条【一般遵守規定】

- メンバー及び販売店登録者は、本概要書面記載事項及び関係各法令を遵守し、弊社の方針に従わなければならない。
- メンバーは登録後、上位販売店が主催する勉強会を受講し、誓約書を提出しなければならない。提出がない場合、各種マージンの支払いは保留になる場合があります。保留になった場合の各種マージンは、勉強会を受講後、誓約書が提出された翌月末に支払う。
- メンバー及び販売店登録者は、その所属する系列グループに対して、正しく情報伝達等を

行う義務を負い、業務に関する質問等に適切に対応出来るようにしなければならない。

4. メンバー及び販売店登録者は、弊社の有する商標やその他の特定の表示に関する事及びロゴマーク等を使用する場合は、必ず事前に弊社に書面による了承を得なければならない。万が一、弊社の了承を得ることなく上記商標等を使用し、弊社の権利を侵害した場合には、そのメンバー及び販売店登録者は弊社に生じた損害を賠償する義務を負う。

概要書面16P

5. メンバー及び販売店登録者は、登録/契約によって得た各種マージンの内容を確定申告し、所定の税金を納める義務を負う。
6. メンバー及び販売店登録者は、住所・氏名等に変更があった場合は速やかに届け出ること。

第4条【機密保持義務】

1. メンバー及び販売店登録者は、登録期間中に弊社が開示し、または弊社より知り得た運営上の知識・技術及びその他の機密情報を第三者に開示及び漏洩してはならない。
2. メンバー及び販売店登録者は、脱退または登録解除後も、引き続き前項に定める機密保持義務を負うものとする。

第5条【特定商取引法の遵守及びその他禁止事項】(特定商取引法第34条 禁止事項及びその他)

1. メンバー及び販売店登録者は、顧客に対し、販売業者の氏名・社名及び販売元の名称と商品名等を明らかにしなければならない。
2. メンバー及び販売店登録者は、第1条に記載する「概要書面」と第2条に規定する「契約書面」を熟読し、顧客に対し「概要書面」を交付し、弊社からは「契約書面」を必ず交付しなければならない。
3. メンバー及び販売店登録者は、顧客に対し、商品の購入またはメンバー及び協力店登録を勧めるにあたり、顧客の申し込みの撤回または契約解除を妨げる為に、当該売買契約に関する事項にあって、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。
4. メンバー及び販売店登録者は、顧客との売買契約締結時、或いは顧客にメンバー及び協力店登録の勧誘時、或いは顧客の申し込みの撤回または契約解除を妨げる為に、顧客を威迫して困惑させてはならない。
5. メンバー及び販売店登録者は、顧客との間の売買契約若しくは契約解除によって生じる債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させてはならない。
6. メンバー及び販売店登録者は、顧客に対し、弊社のビジネスが利益を生じることが確実であると誤解させる断定的判断を提供して契約締結を勧めてはならない。
7. メンバー及び販売店登録者は、契約締結をしない旨の意思を表示している者に対し、当該の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘してはならない。
8. メンバー及び販売店登録者は、顧客の年齢、その他の事由による判断能力の不足に乗じて契約締結をさせてはならない。また20歳未満の者及び学生を勧誘してはならない。
9. メンバー及び販売店登録者は、販売商品の説明につき虚偽または誇大な表現をしたり、書類等に虚偽の記載をしてはならない。
10. メンバー及び販売店登録者は、住所・電話・生年月日等の各記載事項につき、顧客に虚偽の記載をさせてはならない。
11. メンバー及び販売店登録者は、顧客からの申込み或いは顧客の承諾がないにも関わらず契約が成立したかのように偽って代金を請求してはならない。
12. メンバー及び販売店登録者は、顧客の支払い能力を超えることが明らかであるにも関わらず融資またはその斡旋をすることにより、商品の販売を行ってはならない。
13. メンバー及び販売店登録者は、顧客の生命、身体、財産または運命等に関し、危害を及ぼすような言動または顧客に心理的な不安を与える言動をとってはならない。
14. メンバー及び販売店登録者は、当面必要としない過大な量の商品を仕入れて保有してはならない。
15. メンバー及び販売店登録者は、弊社の営業活動及び販売する商品に対し不正確な発言や誹謗中傷する言動及びその他誤解を招く言動をしてはならない。
16. メンバー及び販売店登録者は、他社の営業活動及び販売商品の誹謗中傷する言動はしてはならない。
17. メンバー及び販売店登録者は、インターネット・電子メール等を利用して広告・勧誘・販売をしてはならない。

第6条【規約の範囲・変更・通知】

1. 本規約は弊社及びメンバー及び販売店登録者に適用します。契約/登録が成立後、メンバー及び販売店登録者は誠実に本規約を遵守する債務が発生します。

2. 弊社が随時、メンバー及び販売店登録者に対し通知する追加規定は、本規約の一部を構成します。本規約と追加規定が異なる場合には追加規定が優先するものとします。
3. 弊社は、メンバー及び販売店登録者の承諾を得ることなく本規約を変更でき、メンバー及び販売店登録者は弊社からの通知後、その後の取引を行ったことをもって承諾するものとします。
4. 弊社からメンバー及び販売店登録者への通知は、本規約別段の定めのある場合を除き、弊社の情報提供媒体上に一般掲示または弊社が適用と認める方法により行われるものとします。
5. 通知が電子メールで行われる場合は、メンバー及び販売店登録者の電子メールアドレス宛に発信し、メンバー及び販売店登録者の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことをもってメンバー及び販売店登録者への通知が完了したものとみなします。メンバー及び販売店登録者は、弊社が電子メールで配信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。尚、電子メールの閲覧とは、メンバー及び販売店登録者がそのサーバーに配信された電子メールを画面上に開示し内容を熟読して確認することをいいます。
6. 通知が弊社の情報提供媒体上の一般掲示で行われる場合は、当該通知が情報提供媒体に掲示され、メンバー及び販売店登録者が当該通知を閲覧することが可能になった時をもってメンバー及び販売店登録者への通知が完了したものとみなします。

第7条【管轄裁判所】

1. 本規約について係争する場合の専属的合意管轄裁判所は東京地方裁判所とする。

以下余白

概要書面17P

～個人情報の取扱いについて～

① 基本姿勢

弊社は個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを遵守する為に「個人情報保護方針」「個人情報保護規定」「個人情報保護計画」を定め、これを実行しております。

② 個人情報

弊社が有する個人情報とは、メンバーが提出する書面(申込書・申請書)に記された活動及び実績の取引情報・会議の参加等の活動情報・問い合わせやクレーム等に関する処理記録等です。

③ 利用目的

個人情報は弊社の取扱う商品の販売事業の他、次の目的に利用させていただきます。

- ・ 商品をご愛用いただいているお客様に対するアフターサービスや顧客管理の円滑な遂行の為。
- ・ ご本人若しくはお客様や他のメンバーからのご相談やクレーム等の処理内容を記録・整理する為。
- ・ ご本人にとって有用と思われる情報のご紹介の為。
- ・ 弊社と提携関係にある事業者への情報提供の為。

④ 保護管理対策

弊社が保有する個人情報につきましては、弊社が規定する安全管理措置により、必要なセキュリティ対策を講じております。更に、弊社従業員に対しては、個人情報保護の為の教育研修を定期的実施し、管理する個人情報の保護には万全を期しております。

⑤ 第三者提供

弊社が保有する個人情報につきましては、第3項の目的を達成する為に、必要な範囲においてメンバーが属する系列組織内における他のメンバーに提供します。

※ 必要な範囲外を第三者提供する場合、個人情報の主体であるご本人の確認・了承が得られていない場合は情報提供は行いません。

※ 了承後であってもご本人から個人情報保護法第23条第1項の違反を理由に第三者提供の停止について求めがあった場合、その求めに理由があり、かつ合理的である時は遅滞なくこれを停止します。

⑥ 外部委託

弊社が保有する個人情報は、第3項の目的を達成する為に、必要な範囲において弊社との契約に基づき守秘義務を負う業務委託先の事業者へに委託する場合があります。

⑦ 開示等の請求

弊社が保有する個人情報の開示や、訂正、追加、削除、利用停止、消去等に関しては原則として当該個人情報の主体であるご本人に限り、合理的な範囲でこれを承ります。

◇ 個人情報保護方針について

弊社は、業務上取扱う顧客やビジネス参加者等の個人情報について、個人情報保護法及びその他の

規範を遵守し、かつ自主的な規定及び体制を確立し、以下の通り個人情報保護方針を定めこれを実行します。尚、この内容に関しては継続的に見直しを行うと共にその改善・向上に努めます。

- ① 弊社はこの宣言を実行する為に、「個人情報保護規定」を定めると共に「個人情報保護計画」を策定し、従業員等に周知徹底させてその改善・維持に努めます。
- ② 弊社は個人情報の取得にあたり、適法かつ公正な手段をもってこれを行い、不正な方法による取得を行いません。また情報の取得に際しては、あらかじめその利用目的を書面等で明示すると共に弊社ホームページ等でも公表します。
- ③ 弊社は個人情報を間接的に取得する場合、当該情報提供者が第三者提供に係る法的な手続きを正しく取っているか否かの確認を取るよう努めます。
- ④ 個人情報の利用は、その主体であるご本人に通知するか、弊社ホームページに公表した範囲内で業務上必要な限りにおいてこれを行います。
- ⑤ 弊社は、個人情報への不正なアクセス及びその紛失・破壊・改竄・漏洩等を予防する為、合理的な安全対策を講じると共に、必要な是正措置を実施します。
- ⑥ 弊社が保有する個人情報を第三者へ提供する場合は、個人情報の取扱いについて⑤の第三者提供に基づいて行います。
- ⑦ 弊社が保有する個人情報を業務委託先の事業者へ預託する場合は、事前に当該事業者との間において情報の守秘義務や、保護管理等を定めた契約の締結をする等の法令上必要な措置を講じた上でこれを行います。
- ⑧ 弊社では個人の権利利益の一層の保護を図り、個人情報の保護に関するトラブル等の発生を未然に防止する観点から、次に掲げる種類の内容を含む個人情報に関しては安全管理をより厳格に行い、

概要書面18P

法令に定める場合を除いて第三者提供は行わないこととします。

- ・ 思想、信条及び宗教に関する事項。
- ・ 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く）、犯罪歴、身体若しくは精神障害、その他社会的差別の原因となる事項。
- ・ 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項。
- ・ 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項。
- ・ 保健医療等に関する事項。

～インボイス制度について～

メンバー登録者に対する報酬（以下、マージンという）

- 1 2023年10月1日以降の新規メンバー登録者及び既存メンバー登録者に対するマージンは、次のとおりとします。尚、いずれの価格も税込価格とします。

(1) 当該メンバーが適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者であり、かつ、弊社へその登録番号を通知した場合、概要書面に記載のマージンを支払います。

(2) (1)以外の場合

(a)2023年10月1日から2026年9月30日までに支払日が到来するマージン。

概要書面に記載のマージンに110分の108を乗じた額を、マージンとして支払います。

(b)2026年10月1日から2029年9月30日までに支払日が到来するマージン。

概要書面に記載のマージンに110分の105を乗じた額を、マージンとして支払います。

(c)2029年10月1日以降に支払日が到来するマージン。

概要書面に記載のマージンに110分の100を乗じた額を、マージンとして支払います。

- 2 前項(2)に該当したメンバーが、その後、適格請求書発行事業者の登録を受け、かつ弊社に対してその登録番号を通知したときは、弊社は、その通知を受けた月の翌月から、前項(1)に定める額をマージンとして支払うものとします。

<株式会社レイワのBLメンバー登録について>

弊社のメンバー登録若しくは販売店登録された方は、株式会社レイワのビジネスメンバーに登録が出来ます。

※ 登録条件及び登録申請可能期間につきましては、担当スタッフまたは紹介者にご確認ください。

※ ビジネス内容につきましては、担当スタッフまたは上位販売店から配布される株式会社レイワの概要書面にてご確認ください。



名 称 /スキンHウォータージェル

希望小売価格/16,500円(税込)

2024年12月現在

概要書面19P

ナノバブル水素水生成器アクアクローバーネオについて

- 1 富山医科薬科大学(現:富山大学)名誉教授田澤賢次博士のデータにより、アクアクローバーネオで生成したナノバブル水素水の水の中のヒドロキシルラジカル抑制率は、生成時から72時間後もほとんど変わりません。
- 2 アクアクローバーネオを使用した方々から『水を飲む習慣ができました!』など様々な喜びの声を多くいただいております。
- 3 アクアクローバーネオは、病気の治療を目的に使用する商品ではございません。万が一、そのような説明を聞かれた場合は、弊社までご連絡ください。
- 4 アクアクローバーネオが、独立行政法人国民生活センターの推奨品という誤った情報があるようですが、そのような事実は全くございません。このような説明を聞かれた場合や誤認されている方は、弊社までご連絡ください。

～商品がお手元に届きましたら～

すぐに開封の上、必ず付属品の有無や運搬中の破損が無いかご確認ください。
万が一、不具合等がございましたら、商品到着から7日以内に弊社までご連絡ください。

商品到着から7日経過しますと交換等が有償になる場合がございますので
何卒ご了承ください。

概要書面20P

メンバー登録された方の確認書

メンバー登録について

①	現在、学生ですか？(学生の方は登録が出来ません。)	・ 学生です。
		・ 学生ではありません。
②	ビーライン総合カタログ以外の資料で商品の説明を受け、商品について誤認されていませんか？(誤認例／病気が治る、症状が改善する、身体の中の活性酸素が抑制される、新型コロナ・インフルエンザにならない)	・ 誤認しています。
		・ 誤認していません。
③	勧誘、説明時に「契約に関する重要事項の故意の不実告知」「長時間の商談・承諾をしていない再勧誘」「断る事の出来ない威迫行為」「目的を隠して公衆の出入りししない場所に連れ込んでの勧誘」などはありましたか？	・ ありました。
		・ ありませんでした。
④	メンバー登録とは連鎖販売取引(MLM)のメンバー登録です。登録内容について理解されていますか？	・ 理解しています。
		・ 理解していません。
⑤	クーリングオフ及び中途解約について説明を受け、理解されていますか？	・ 理解しています。
		・ 理解していません。

⑥	記入された書面(申請者控えを含む)及び本確認書は、全て確認・理解した上で署名・捺印し、相違点はありますか？	・間違っていないです。
		・私は署名・捺印をしていません

ネオメンバー登録の方のみご記入ください。〈アクアクローバーネオのお手入れ方法〉

⑦	マグネシウム合金板は、生成時に溶解し、溶解粉がケースに溜まるので、使用する水や使用頻度によって異なりますが、15回～20回の生成若しくは、2～3日に1回のいずれか早い時期に、ケースを開いて洗い流しをし、使用開始から1年を目安にお取り替えください。また、大きさが1/3～1/4程度になった場合でも取り替えてください。	・理解しました。
		・理解していません。
	使用する水や使用頻度によって異なりますが、電極は水に含まれるミネラル成分が付着し白くなってきたら、クエン酸等で洗浄してください。	・理解しました。
		・理解していません。
	ご使用前に、必ず「取扱説明書」をお読みください。	・理解しました。
		・理解していません。

オゾンメンバー登録の方のみご記入ください。〈エアクローバーのお手入れ方法〉

⑧	ご使用前に、必ずエアクローバーの「取扱説明書」をお読みください。	・理解しました。
		・理解していません。
	発生体は、「発生体の洗浄方法」の項を参考に洗浄し、よく乾燥させてください。(お手入れ後、正常に放電するまでに10分～20分かかることがあります。)	・理解しました。
		・理解していません。

ショッピングローンを利用された方のみご回答ください。

⑨	名義を貸し借りする行為・書面の代筆・名義人ではない方が確認電話を受ける事はいずれも違法行為(詐欺)で禁止されています。本契約でそのような事は行っていませんか？	・行いました。
		・行っていません。

概要書面21P

協力店登録時の確認書

①	登録に際して再度ビーラインビジネス概要書面を受取りましたか？ (メンバー登録申請時と協力店登録申請時とで二度受取が必要です。)	・受け取りました。
		・受け取っていません。
②	協力店契約にあたって「病気が治る・改善するなどの不実告知」「クーリングオフについて等の重要事項の故意の不実告知」「長時間の商談・承諾をしていない再勧誘・断る事の出来ない威迫行為」「目的を隠して公衆の出入りしない場所に連れ込んでの勧誘」などはありましたか？	・ありました。
		・ありませんでした。
③	協力店契約にあたって「仕入れた商品は私が売ってあげる」「誰でも簡単に利益が取れる」などの約束・説明はありませんでしたか？	・ありませんでした。
		・ありました。
④	クーリングオフ及び中途解約について説明を受け、理解していますか？	・理解しています。
		・理解していません。
⑤	ビーラインの許可なく、不特定多数を対象にした、インターネットやメディア、或いはチラシ等を使用して、広告・宣伝・販売を行ってはいけないことを理解されていますか？	・理解しています。
		・理解していません。
⑥	要支援・要介護認定又は認知症や様々な病気等で、販売活動又は傘下販売店の応援が困難ですか？	・困難ではありません。
		・困難な時もあります。
		・困難です。

⑦	ビーライン協力店登録申請書の申請者控えと本社提出用の記入内容(住所/連絡先/生年月日等)に相違点はありませんか？	・ 相違点はありません。
		・ 相違点があります。
⑧	仕入れる商品の種類や台数について理解されていますか？	・ 理解しています。
		・ 言われるがままです。
		・ 理解していません。
⑨	協力店登録申請書及び本確認書は、全て確認・理解した上で署名・捺印しましたか？	・ 確認の上、署名・捺印。
		・ 私は署名・捺印をしていません
⑩	ビーラインに商品を預けた場合の商品交換方法、預け商品の送料について理解されていますか？	・ 説明があり、理解しています。
		・ 何も聞いていません。

追記

- 1 事業理念
- 3 統括者の名称・代表者・所在地・電話番号等について
- 4 商品名と商品の種類・性能・品質に関する重要な事項
- 6 支払い方法・支払い期限・商品の引渡期限について
- 9 特定負担について
- 10 特定利益について
- 11 メンバー資格・販売店資格の取得条件及び降格について
- 19 中途解約(精算ルール)について
- 20 クーリングオフについて ※対象は法人若しくは店舗を有する個人以外の方

につきましては、最新の概要書面をご確認ください。